

平成23年6月10日

社会保障・税一体改革担当大臣
与謝野 馨 様

日本商工会議所
会頭 岡村 正

「社会保障と税の一体改革」成案取りまとめに向けた意見

第10回社会保障改革に関する集中検討会議（6月2日）において提示された「社会保障改革案」について、現行の自助・共助を基本とする社会保険制度の枠組みの維持・強化をはじめ、給付の効率化・重点化の観点、また、社会保障改革と経済成長との好循環を目指す方向性が盛り込まれたことは評価します。

一方、同案の改革によって、2015年度に約2.7兆円の追加財源が必要との試算が示されていますが、効率化・重点化の事項には、具体性に欠けるものや、歳出抑制の効果が明らかになっていないものが多くあります。制度改革が進み、財政が健全化されることを示さない限り、消費税率5%の引き上げについて国民の理解を得るのは厳しいと言わざるを得ません。もとより、国民に税負担を求めることになるので、改革の実施と同時に、国会議員定数削減や公務員制度改革など、徹底した行財政改革を実行することが前提です。

さらに、2015年度以降の改革についても、その見通しが明らかになっておらず、社会保障制度を将来的に持続可能なものとするためには、効率化・重点化がさらに重要になります。加えて、現役世代や企業の負担に配慮し、社会保険料率を現行水準で維持するためにも、一層の効率化・重点化が欠かせません。

多くの委員からの指摘があったように、同案の個別具体的内容に関して未だ議論が尽くされていない事項も多く、成案決定までの間、特に効率化・重点化の内容に、より具体性を持たせるとともに、歳出を極力抑制するため、下記事項が成案に盛り込まれるよう、格段のご配慮をお願いいたします。

記

I. 効率化・重点化策について

1. 早期に実施する必要のある事項

「社会保障改革案」に盛り込まれた「70歳～74歳の医療費患者負担を現行の1割から法定の2割に引き上げ」「平均在院日数の減少」「被用者年金（厚生年金と共済年金）の一元化」などの、効率化・重点化の事項については、早期に実施されたい。

2. 成案に盛り込む必要のある事項等

（1）成案に盛り込む必要のある事項

「社会保障改革案」に盛り込まれていない下記事項については、歳出の削減幅や制度の詳細、実施スケジュールとともに成案に盛り込まれたい。

- ・介護保険の利用者負担割合の現状の1割からの引き上げ
- ・要支援者、軽度の要介護者に対する掃除・洗濯など生活支援の縮小
- ・特別養護老人ホームにおける食費・居住費補助を介護保険対象外に

（2）詳細を明らかにする必要のある事項

「社会保障改革案」に含まれているものの、制度の詳細や実施のスケジュールが明らかではない下記事項については、詳細を明らかにするとともに、早期に実施されたい。

- ・デフレ下でも機能するマクロ経済スライドの実施
- ・公的年金支給開始年齢の引き上げ（2歳程度の引上げ）
- ・高所得者の年金給付の減額

II. 慎重な検討を要する事項について

（1）短時間労働者への社会保険適用拡大問題

短時間労働者への厚生年金、健康保険の適用拡大については、具体的に誰が新たな対象者になるのかなど、適用拡大全体の枠組みの案が示されておらず、拙速に結論を出すことは避ける必要がある。雇用、賃金などの観点から中小企業への影響に配慮するとともに、健康保険や第3号被保険者など現行制度、さらには、想定される将来の年金制度との整合性を含め、時間をかけて慎重な検討を行われたい。

（２）総合合算制度問題

セーフティネットとしての総合合算制度について、合算の対象分野をはじめ、全体としての合算方法や自己負担の上限額、および、医療など現行の個別分野の自己負担の上限額と合算にした場合の上限額の比較などが不明確であるため、詳細な案を示した上で検討する必要がある。

（３）低所得者への年金加算問題

高所得者の年金給付の見直しに関して、「社会保障改革案」では「低所得者への年金加算と併せて検討」とあるが、低所得者対策としては、基礎年金の最低加入年数の短縮（現行２５年→１０年）や、保険料の未納期間であっても受給資格者には満額の２分の１を限度に基礎年金を支給することによって対応する必要がある。

Ⅲ．厚生年金適用事業所が負担する子ども手当拠出金廃止について

子ども手当などの子育て支援の財源は、本来、国民全体で負担するものである。厚生年金適用事業所が年金保険料に上乗せして負担する現行制度は不合理であり、成案においては、すべて公費負担とする必要がある。

また、子育て支援は現物給付に重点を置くことが求められており、現金給付の給付水準を引き下げて現物給付に充てるとともに、所得制限措置を検討されたい。

Ⅳ．消費税率の引き上げ問題について

今回の「社会保障改革案」については、上記Ⅰで主張しているとおり、給付の効率化・重点化に最大限取り組んだうえで、その内容を国民にわかりやすく説明することが必要不可欠である。

同案に盛り込まれた消費税率５％引き上げについて、国民の理解を得るためには、並行的に、国会議員の定数削減や公務員制度改革など身を切る徹底した行財政改革を断行し、その成果を国民に提示する必要がある。

また、引き上げのタイミングは極めて重要な問題であるので、景気や経済への影響に十分に配慮するとともに、円滑な価格転嫁の確保、複数税率やインボイスの導入回避が不可欠である。毎年１％ずつの段階的な引き上げについては、事業者の負担増を招き、行うべきではない。

さらに、税制抜本改革においては、国際競争力強化を図るうえで、アジア諸国並みに法人税率の引き下げを早期に実現すべきであり、社会保障の地方の負担増に対する措置についても検討が必要である。 以 上